

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月14日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月 4日 午前 9時00分から 令和 7年11月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月18日 午前10時00分 場 所 福島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月 9日 午前 9時30分 場 所 福島地方裁判所第一民事部
特別売却 実施期間	令和 7年11月19日 午前10時00分から 令和 7年11月21日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月14日から当庁物件明細書等閲覧所に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 580, 000 2, 864, 000	一括	716, 000	30, 589	8, 669
1	2, 010, 000				
2	1, 570, 000				
				</	



物 件 目 録

- 1 所 在 福島市笹木野字大金谷南
 地 番 3 番 2 2
 地 目 宅地
 地 積 171.07 平方メートル

- 2 所 在 福島市笹木野字大金谷南 3 番地 2 2
 家屋 番号 3 番 2 2
 種 類 居宅・車庫
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 74.94 平方メートル
 2 階 42.23 平方メートル
 (現況)
 構 造 木・鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 74.94 平方メートル
 2 階 56.33 平方メートル (概測)



物 件 明 細 書

令和 7年 9月19日

福島地方裁判所第一民事部

裁判所書記官 大 宮 将

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

売却対象外の土地（地番3番20）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 福島市笹木野字大金谷南
 地 番 3番22
 地 目 宅地
 地 積 171.07平方メートル

2 所 在 福島市笹木野字大金谷南 3番地22
 家屋 番号 3番22
 種 類 居宅・車庫
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 74.94平方メートル
 2階 42.23平方メートル

(現況)

構 造 木・鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 74.94平方メートル
 2階 56.33平方メートル(概測)



令和 7 年（ヌ）第 12 号
令和 7 年 7 月 14 日受理
令和 7 年 9 月 5 日提出

現 況 調 査 報 告 書

福島地方裁判所

執行官 佐久間 裕 子

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 福島市笹木野字大金谷南
 地 番 3 番 2 2
 地 目 宅地
 地 積 1 7 1 . 0 7 平方メートル

- 2 所 在 福島市笹木野字大金谷南 3 番地 2 2
 家屋 番号 3 番 2 2
 種 類 居宅・車庫
 構 造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 4 . 9 4 平方メートル
 2 階 4 2 . 2 3 平方メートル

(

(

関 係 人 の 陳 述 等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ A (物件所有者)	(7月18日物件所在地で面談し事情聴取) 物件2建物には、私と私の配偶者が住んでいます。私が世帯主です。その他の事情は次回調査のときにお話しします。 (8月18日物件所在地で面談し事情聴取) 1 物件1土地について (1) 本土地には、地割れや陥没等はありません。 (2) 隣接地との間で境界が問題となったことはありません。 (3) 本土地を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (4) 西側市道に出るために、本土地北西側の3番20土地を通行しています。私が物件1土地を購入した際に、3番20土地の所有者との間で3番20土地を無償で通行する旨の合意をしました。 2 物件2建物について (1) 本建物を他人に賃貸したり、無償で使用させてはいません。 (2) 昭和60年頃だったと思いますが、私が行っていた事業の事務所として使用するために、2階事務所部分を増築しました。その後、事業を辞めましたので、現在は、使用していません。事務所部分には外階段を登って入ります。 それ以外に増改築はしていません。 (3) 平成23年3月の東日本大震災では、屋根の瓦が損壊しました。そのため、年内に屋根をトタン屋根にする工事を行いました。瓦を剥がした状態のときに大雨があり、2階は雨漏りが発生しました。現在も2階の天井部分には雨漏りの跡があります。 (4) 令和3年2月及び令和4年3月の福島県沖地震により、外壁に複数のひびが生じました。私は塗装業をしていたので、ひびの補修や外壁の塗装を行いました。 3 過去に犬を1匹、室内で飼育していました。
■ B (3番20土地所有者の配偶者)	(8月25日電話により事情聴取) 私はCの配偶者です。現在、Cは、入院中のため、私が代わりにお話しします。 3番20土地は、以前はCの父の所有であり、Cが相続しました。Cの父とAは知人であり、同人らの間で、同土地を無償で通行させる旨を合意しました。Cが3番20土地を相続した際、CとAとの間において特段の合意はしませんでした。Cは従前どおり無償でAに同土地を通行させていました。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (3番20土地所有者 の配偶者)	もっとも、Cは、物件1土地及び物件2建物の所有者がAから新所有者になる場合には、新所有者が3番20土地を通行するに当たり、賃料を徴収したい、と言っていましたので、新所有者との間で話し合いをしたいという意向を持っています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1 本件物件の状況は、公図写し、各階平面図、建物図面、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。

2 物件1土地について

(1) 本土地は、北西側の一部でC所有の登記上の地目が雑種地である3番20土地に接している。同土地は位置指定道路（建築基準法42条1項5号道路）であり、同土地は西側で市道に面している。3番20土地は、通行のために使用されているため、現況地目も登記上の地目と同様である。

(2) 見分できる範囲において、地割れや陥没等は見受けられない。

(3) 本土地と隣接地との間で境界が問題となっている状況は見受けられなかった。

(4) AはC所有の3番20土地を通行しているため、当職はCに対して使用権原等を書面照会した。Cから回答を得ることはできなかったが、Bから電話により回答を得ることができた。Bからの聴取内容は、Aから聴取した内容と同趣旨であるため、これらの陳述等を踏まえ、Aの3番20土地の使用権原を使用借権と認めた。

なお、Cは、本件各物件の買受人に対しても、話し合いの上、3番20土地を有償で使用させてもよいとの意向を有しているので、買受人はCとの間で協議等を要する。

3 物件2建物について

(1) 建物内部

ア 見分できる範囲において、経年劣化による内壁や床の汚損等が見られる。

イ 台所等の床の一部には、沈みがある。

ウ 2階の天井には、雨漏りによると思われるしみが見られる。

エ 内壁には、地震の影響によると思われる複数のひびが見られる。

(2) 建物外部

見分できる範囲において、外壁には、地震の影響によると思われる複数のひびが見られる。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月15日（火） ： ー ：	執行官室	福島市長に対し、固定資産税に関して保有する図面の 交付申請書を送付（7月24日受領）
令和7年7月16日（水） 9：08－9：15	福島地方法務局	登記事項要約書交付申請（同日受領）
令和7年7月18日（金） 11：05－11：15	物件所在地	現況（占有）調査、写真撮影、Aから事情聴取
令和7年8月18日（月） 15：00－16：20	物件所在地	立入調査、占有調査、写真撮影、Aから事情聴取
令和7年8月21日（木） ： ー ：	執行官室	Cに対し、照会書を送付
令和7年8月25日（月） 15：01－15：12	執行官室	Bから電話にて事情聴取
年 月 日（ ） ： ー ：		

（特記事項）

■ 令和7年8月18日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

目的物件は在宅で解錠されていたが、在宅者に抵抗等の可能性があったため、立会人を立ち会わせた。

□令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



2346.874 (座標値種別：図上測定)
 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



公図写
 縮尺=1:500

地番
 宇大谷南

1850515

各階平面図

家屋番号	3-22
建物の所在	福島市笹木野字大金谷南3-22

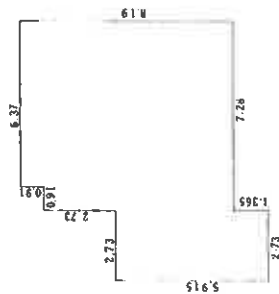
物件2

551.6.2

昭和51年5月31日	製年 月 日
作製者	

1 諸求積

$6.37 \times 0.91 =$	5.7967
$7.28 \times 2.73 =$	19.8744
$10.01 \times 4.55 =$	45.5455
$2.73 \times 1.355 =$	3.7264
合計	74.9430
床面積	74.94㎡



2 諸求積

$7.28 \times 2.73 =$	19.8744
$10.01 \times 0.91 =$	9.1091
$3.64 \times 3.64 =$	13.2496
合計	42.2331
床面積	42.23㎡



単位はメートル

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺	1/200	1/
----	-------	----

登記年月日：昭和51年6月2日

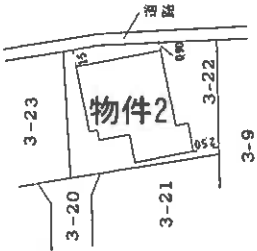
1850516

家屋番号	3-22
建物の所在	福岡市並木町大字釜谷南3-22

建物図面

S51.6.2.

昭和51年5月31日	製年 月 日
作製者	



単位はメートル

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

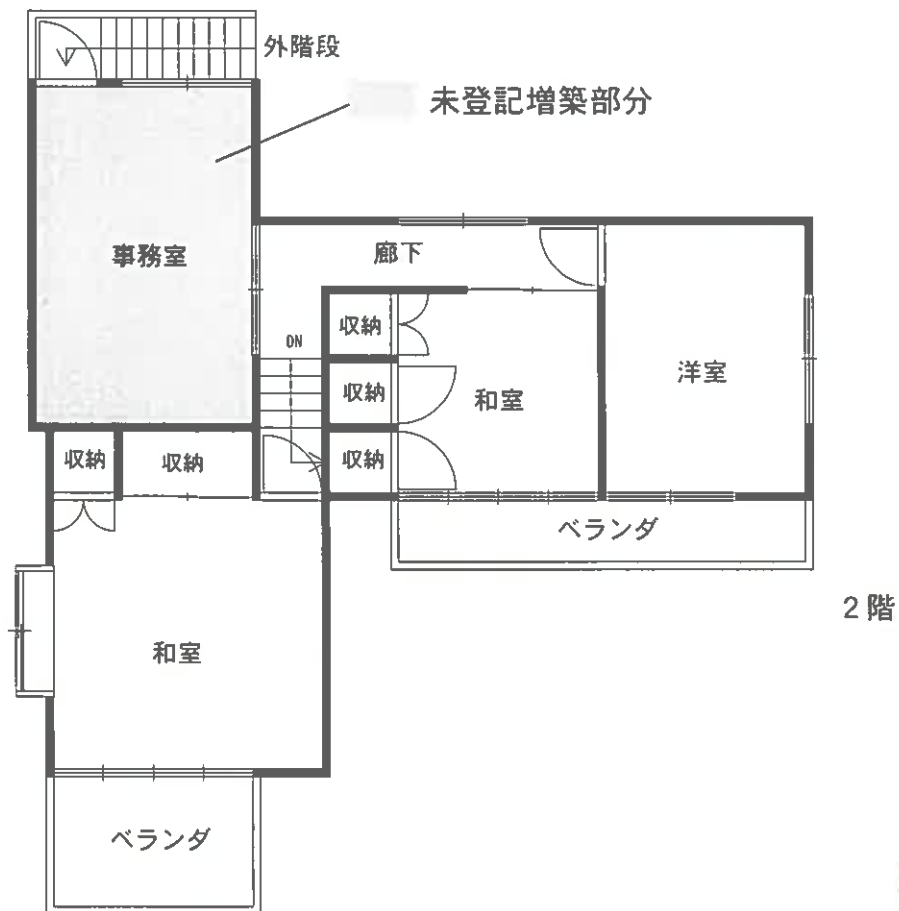
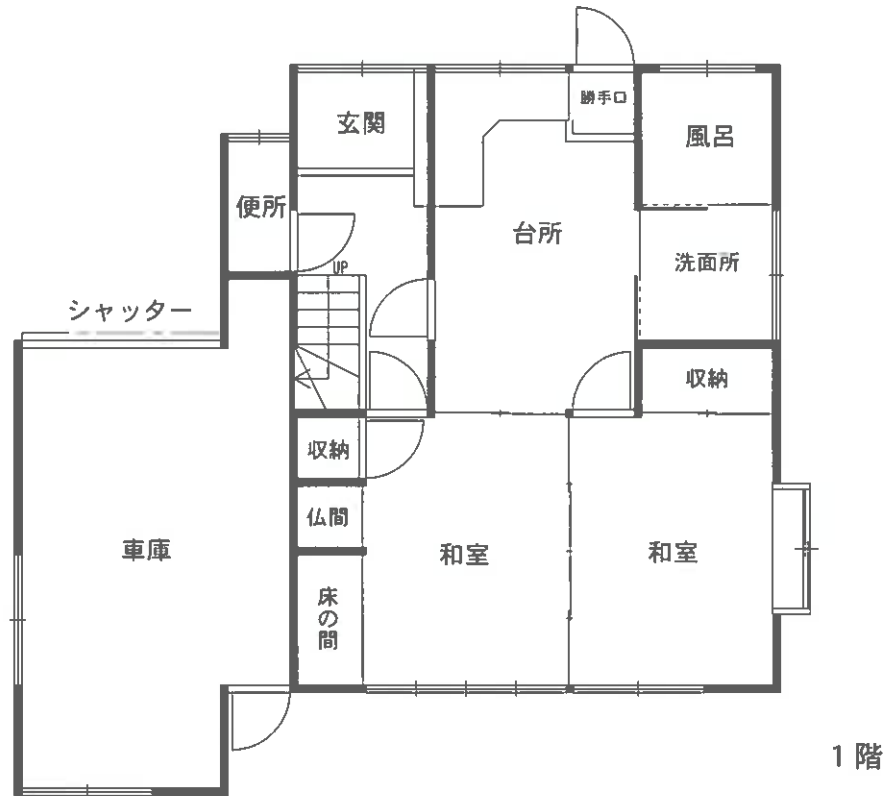
縮尺	1/500
----	-------

(図例)



建物間取図

物件 2



建物間取図

物件2



物件1

No. 1

物件2



物件1

No. 2

物件2

スチール製物置(動産)



物件1

No. 3

市道



3番20土地

物件1

No. 4

物件2



市道

3番20土地

物件1

No. 5



物件2:1階仏間のある和室の状況

No. 6



物件2:1階台所の状況

No. 7



物件2:1階風呂の状況

No. 8



物件2:2階洋室の状況

No. 9



物件2:2階事務室の状況

No. 10



物件2:車庫の状況

No. 11



物件2:2階西側和室の天井のしみの状況

No. 12



物件2:2階洋室の内壁クロスのひびの状況

No. 13



物件2:北側外壁のひびの状況

No. 14

令和 7 年（ヌ）第 1 2 号
令和 7 年 8 月 18 日 現地調査
令和 7 年 9 月 12 日 評 価

福島地方裁判所第一民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

二瓶 直之

第1 評価額

一括価格	
金3,580,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金2,010,000円
物件2（建物）	金1,570,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況 (記載のない事項は、登記とほぼ同じ)
1	所 在 地 番 地 目 地 積	福島市笹木野字大金谷南 3 番 2 2 宅地 171.07㎡	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	福島市笹木野字大金谷南 3 番地 2 2 3 番 2 2 居宅・車庫 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1階： 74.94㎡ 2階： 42.23㎡ 計： 117.17㎡	木・鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板 葺 2 階建 1階： 74.94㎡ 2階： 56.33㎡ (概測) 計： 131.27㎡
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 奥羽本線「笹木野」駅の北東方約400m（道路距離、以下同じ。） 野田小学校まで約700m 野田中学校まで約1.3km	
付 近 の 状 況	当該地域は、福島市中心部より西部に位置し、一般住宅のほかアパート等も見られる住宅地域である。コンビニエンスストアやドラッグストア等に近接しており、生活利便性は比較的良好である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 埋 蔵 文 化 財	市街化区域 工業地域 60% 200% 防火・準防火地域の指定なし 埋蔵文化財の指定無し
画 地 条 件	間口約3m、奥行約12m、地積171.07㎡ 略長方形、概ね平坦 道路とほぼ等高	
接 面 道 路 の 状 況	西側 幅員約3.9m 未舗装私道 （建築基準法42条1項5号） （特記事項②参照）	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物所有者が、目的土地上に建物を所有し、占有している。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 あり 下 水 道 あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の接面道路に該当施設の本管又は私設管（以下、施設管という）が通っており通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合等をいう。「不明」とは、接面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	① 土地利用権について 物件 2 建物のための法定地上権成立を前提に評価する。 ② 接面道路について 接面道路は位置指定道路（指定整理番号S50-126、指定年月日昭和50年12月19日、指定幅員 4 m）であるが、現況幅員は 4 mに満たない部分が見受けられることから、再建築の際には、位置指定道路の復元が必要となる可能性が高い。 また、物件 1 所有者は当道路の所有権を持っておらず、所有者Cから使用貸借している状態にある。Cは新所有者（競落人）からは賃料を徴収したいという意向を持っており、競落人は所有者Cと協議する必要がある。 ③ 車の侵入について 物件 2 は間口が狭いほか、建物の配置から、現況は普通乗用車以上の大きさの車は出入りが困難な状態となっている。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況
(物件2)

区 分	主である建物 3 番 2 2
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和51年5月24日 新築 経 過 年 数 : 49年 経済的残存耐用年数 : ほぼ満了している
仕 様	構 造 : 木・鉄骨造(登記済部分は木造、未登記増築部分は鉄骨造) 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : サイディング 天 井 : クロス貼り等 内 壁 : クロス貼り等 床 : 畳、フローリング、塩ビシート、コンクリート等 設 備 : 電気・給排水衛生設備 その他 : 特に無し
床 面 積 (現 況)	1 階 : 74.94㎡ 2 階 : 56.33㎡ 計 : 131.27㎡ * 概測面積
現況用途等	現況用途 : 居宅 間 取 り : 別添間取図のとおり
品 等	やや劣る
保守管理の 状 態	やや劣る(壁や床には経年劣化による汚損が見られるほか、床の一部は沈みがある等、保守管理の状態はやや劣る)
建物の利用 状 況	建物所有者が、本建物を居宅・車庫として使用している。
特 記 事 項	① 2階北西部の未登記増築部分(間取図参照)については、昭和60年頃に事務所として利用するため増築工事を行ったが、現在は使用していないとのことである。 ② 平成23年3月の東日本大震災により屋根瓦が破損したため、その年内に破損した屋根の葺き替え工事を施したとのこと。 ③ 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 物件1 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	51,100	0.87	171.07	0.80	6,080,000

ア 標準画地価格

上記標準画地価格は、次のとおり標準画地と目的物件に類似する標・基準地とを比較し、これに基づいて公示価格等を補修正して試算した価格と均衡が保たれていることから妥当な価格であると判断した。

地価公示 福島-3

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & \text{規準とした価格} \\ 52,100\text{円/㎡} & \times 101.0 / 100 & \times 100 / 104 & \times 100 / 99 & = 51,100\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地条件：104%（方位）

◇地域格差：街路条件：104%（幅員等）

交通接近条件：100%

環境条件：95%（周辺環境等）

行政的条件：100%

格 差 率：99%

イ 個 別 格 差：街路条件：100%

交通接近条件：100%

環境条件：100%

画地条件：87%（方位・間口狭小）

行政的条件：100%

その他の条件：100%

格 差 率：87%

ウ 地 積：登記数量

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	240,000	131.27	0.03	950,000

ウ 現 価 率 :

a 経過年数	49年
b 経済的残存耐用年数	0年
c 観察減価及び中古物件の市場性	50%
d 残価率	5%
e 現価率	3%

$$e = \left\{ d + (1 - d) \times \frac{b}{a + b} \right\} \times (1 - c)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	6,080,000	1.00	0.35	法定地上権	2,130,000
合計					2,130,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：物件1の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を35%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア＋イ) ×ウ×エ×オ
1	6,080,000	-2,130,000		0.85	0.60	2,010,000
2	950,000	+2,130,000		1.00	0.85	0.60
一括価格（合計）						3,580,000

ウ 占有減価修正：特にない。

エ 市場性修正：本物件は生活利便性が良好な地域内に位置するが、建物は老朽化が進行中であるほか、接面道路である私道の所有権を有しておらず、所有者と協議を要すること等から、上記修正を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地 価 公 示 福島ー3

所 在 : 福島市八島田字八幡北3番11

価 格 : 52,100円/㎡

位 置 : 「笹木野」駅まで道路距離で約830m

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 206㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 南西側6m市道 背面道

用 途 指 定 等 : 市街化区域

第1種住居地域

建ぺい率 60% 容積率 200%

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並び、宅地開発が進む住宅地域

2 固定資産税課税標準額（令和7年1月1日現在）

	固定資産税課税標準額	都市計画税課税標準額
物件1	705,036円	1,410,072円
物件2	1,480,003円	1,480,003円

第7 附属資料

公 図 写

各階平面図・建物図面写

土地建物位置関係図

建 物 間 取 図

以 上



2346.874 (座標値種別：図上測定)
 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



公図写
 縮尺=1:500

作成年月日：昭和51年6月21日

1850516

3130361

建築物図面

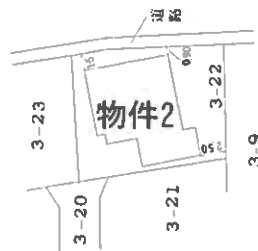
家屋番号	3-22
建物の所在	福島市笹木町子大並谷南3-22

S51.6.2.

昭和51年5月31日

製年月日

作製者



単位はメートル

縮尺 1/500

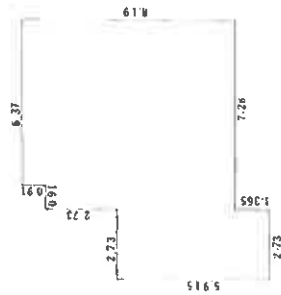
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

1850515

各階平面図

家屋番号	3-22
建物の所在	福島市笹木野字大金谷南3-22

551.6.2



1 階 求 積

$$\begin{aligned} 6.37 \times 0.91 &= 5.7967 \\ 7.28 \times 2.73 &= 19.8744 \\ 10.01 \times 4.55 &= 45.5455 \\ 2.73 \times 1.355 &= 3.7264 \end{aligned}$$

合 計	74.9430
床面積	74.94㎡



2 階 求 積

$$\begin{aligned} 7.28 \times 2.73 &= 19.8744 \\ 10.01 \times 0.91 &= 9.1091 \\ 3.64 \times 3.64 &= 13.2496 \end{aligned}$$

合 計	42.2331
床面積	42.23㎡

単位はメートル

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

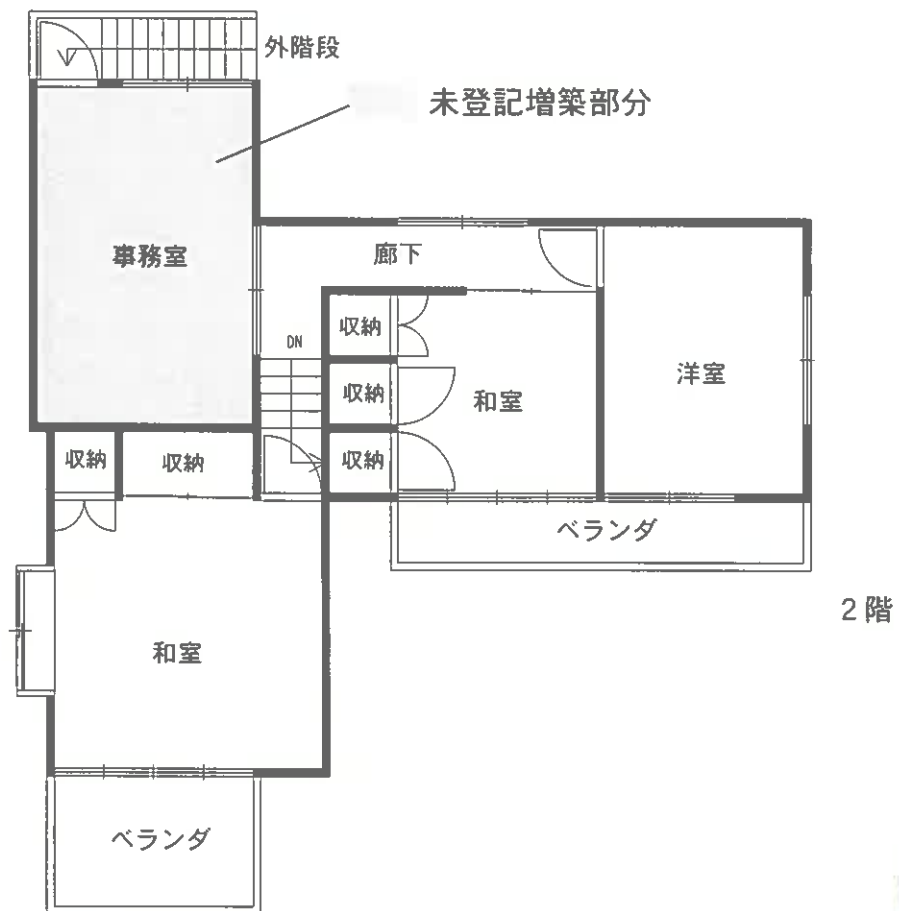
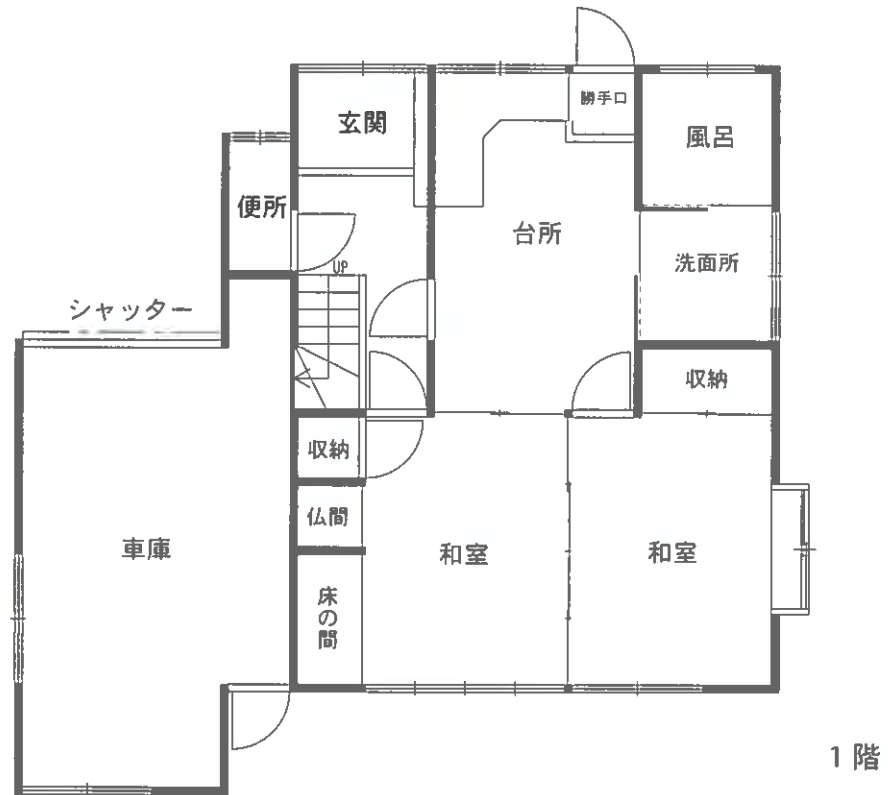
縮 尺 1/200



土地建物位置関係図

建物間取図

物件 2



建物間取図